

(3) 学生の相談窓口

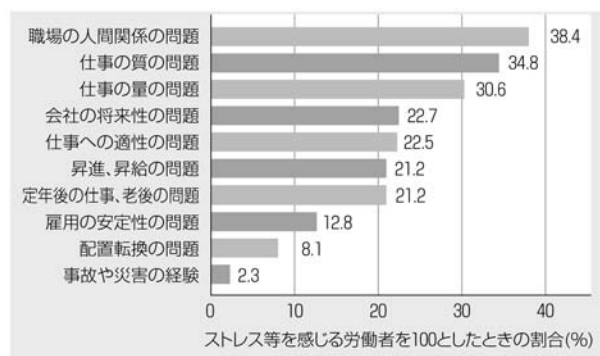
- ① 学生相談部門（学生センター、学生部、心理相談室等）
 - ・臨床心理学の専門家等が、学業・進路・対人関係等、学生生活上の悩みや課題についての相談やカウンセリングを行い、学生自身が問題を解決するためのきっかけを見つけるために支援が行われる
- ② メンタルヘルス部門（保健管理センター等）
 - ・精神科医が、不眠・抑うつ・不安等の精神的な悩みの相談に薬物療法も含めて対応する
 - ・学生指導を担当する教員、保護者の対応の仕方についての相談にも応じる
- ③ 就職相談部門（キャリア・センター等）
 - ・キャリア・コンサルタント等が、就職やキャリア形成に関する相談や情報提供を行う
 - ・キャリア・センターでの相談内容は、面接の仕方、エントリーの仕方、企業選択、就職活動の方法、就職に関する不安の相談等である

2 働く人のメンタルヘルス

(1) 職場におけるメンタルヘルスの現状

- ・働く人が職場において、強い不安、悩み、ストレスを感じている事柄としては、職場の人間関係の問題、仕事の質の問題、仕事の量の問題、会社の将来性の問題、仕事への適性の問題などの順となっている

【働く人が職場において、強い不安、悩み、ストレスを感じている事柄】



(資料出所：厚生労働省「平成19年労働者健康状況調査」2008年)

(2) 職場内のメンタルヘルス対策

- ・厚生労働省は、2006（平成18）年3月に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進している
- ・職場内のメンタルヘルスケアでは、「4つのケア」（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）が継続的かつ計画的に行われるよう、関係者に対する教育研修や情報提供を行うことで、「4つのケア」が効果的に推進され、

職場環境などの改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援などが円滑に行われるようにしなければならない

- ・メンタルヘルスケアの推進に当たって留意すべきこと
 - ①心の健康問題の特性（心の健康については、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいため、そのプロセスの把握が困難であることなど）
 - ②労働者の個人情報の保護への配慮（健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意すべきことなど）
 - ③人事労務管理との関係（労働者の心の健康は、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、大きな影響を受けるため、人事労務管理と連携することが重要であること）
 - ④家庭・個人生活などの職場以外の問題（心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず、家庭や個人生活などの職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあることなど）
（参照：厚生労働省・独立行政法人労働者健康福祉機構「職場における心の健康づくり」2012年）

(3) メンタルヘルスケアのリファーマー先

- ・メンタルヘルスケアを実施するためには、専門的な知識を有する各種の事業場外資源を活用することが有効である
 - ・必要な場合には、労働者を事業場外の医療機関や地域保健機関に速やかに紹介するためのネットワークを形成することが必要である
- ① 行政機関
 - ・労働基準監督署や労働局では、心の健康づくり・メンタルヘルス対策の基本的な情報発信や指導を行うとともに、相談窓口を設けている
 - ・市町村では保健所（保健センター）が、地域住民の精神保健の相談や訪問指導を行っており、心の健康相談、診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症などの相談に対応している
 - ② 労働安全衛生分野の機関
 - ・中央労働災害防止協会は、メンタルヘルス対策として、入門的支援、現状のチェック、心の健康づくり計画の支援、意識向上・方針策定、仕組みづくり、教育・研修、ストレスチェックとセルフケア支援など、様々な支援を実施している
 - ・産業保健推進センター（メンタルヘルス対策支援センター）は、全国47都道府県に設置され、メンタルヘルスやカウンセリングの専門家を配置した窓口相談において、職場のメンタルヘルスやカウンセリングの進め方などについて、事業場からの相談に対応している
 - ・地域産業保健センターは、労働基準監督署の単位ごとに設置され、医師会によって運営されている。産業保健推進センターと連携して、主に従業員50人未満の事業場とその従業員を対象に、メンタルヘルス相談や産業保健サービスを提供している
 - ③ メンタルヘルス対策の役割を担った機関
 - ・精神保健福祉センター（こころ（心）の健康（総合）センター）は、各都道府県・政令指定都市に設置され、精神保健・精神障害者の福祉に関する相談や指導のうち、心の病をもつ人の自

立と社会復帰のための指導・援助など、複雑または困難な事例を扱っている。センターによっては、精神科外来診療やデイケアを実施しているところもある

- 勤労者メンタルヘルスセンターは、労災病院の一部に設置された専門のセンターであり、ストレス関連疾患の診療や相談、ストレスドックやリハビリテーション部門の開設などを行っている。労災病院の勤労者予防医療部（センター）が「勤労者心の電話相談」を開設し、労働者や上司などの職場の関係者を対象にして、仕事上のストレスによる精神的な悩み、職場の対人関係の悩みなどに関する相談に対応している
- 障害者職業センター、休職中の精神障害者を対象にして、職場復帰支援（リワーク）を実施したり、職場にジョブ・コーチを派遣して、職場に適応できるための支援をしている

④ 健康保険組合

- 健康保険組合は、健康保険法に基づき、被保険者や被扶養者の健康の保持・増進のために、健康教育、健康相談、健康診査などの予防に関わる事業も行っている（健康保険法第150条）
- 健康保険組合によっては、EAP（Employee Assistance Program）機関と連携して、個人に対する電話相談や面談を実施しているほか、事業所と協力してラインによるケアの教育やセルフケア教育などを実施しているところもある

⑤ 外部 EAP 機関

- 外部 EAP 機関は、社員に対して、健康問題・家族の問題・経済問題・アルコール中毒・ドラッグ中毒・法的問題・対人関係・ストレスなど、仕事上のパフォーマンスに影響を与えるさまざまな個人的な問題を見つけ、解決する支援をしている
- 一般社団法人いのちの電話連盟が実施している「いのちの電話」や日本産業カウンセラー協会が働く人の職場、暮らし、悩みなどについて電話で相談を受ける「働く人の悩みホットライン」などがある

「いのちの電話」については、(<http://www.find-j.jp/>)、

「働く人の悩みホットライン」については、

(<http://www.counselor.or.jp/consultation/hotline.html>) を参照

- 日本産業カウンセラー協会は、厚生労働省からの委託を受けて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を運営している。「こころの耳」は、心の健康に関する情報をインターネットで提供し、働く人々が心の健康を確保し、自殺や過労死等の予防になることを目的としたものである

「こころの耳」については (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) を参照

Part 1

第4章

大学組織・学生等との 対応の理解

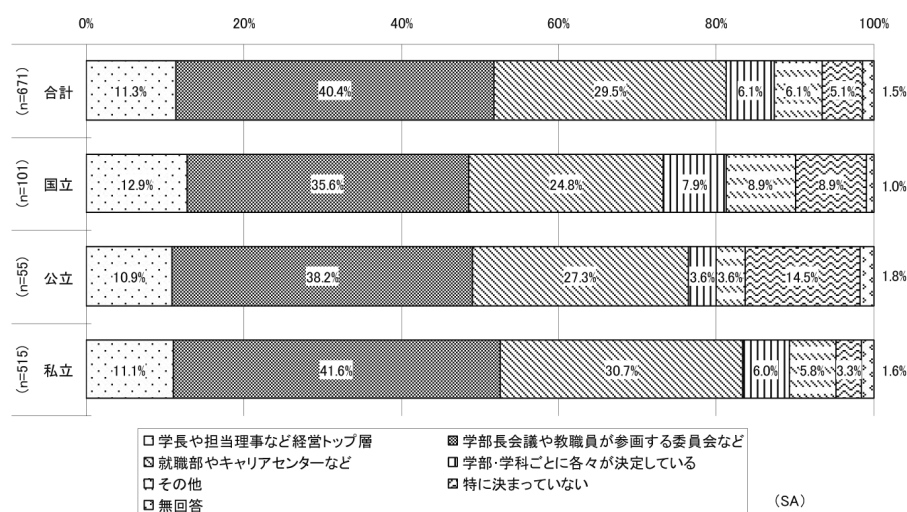
1 大学組織への働きかけ

キャリア・コンサルタントは、個人のキャリアは環境（地域、組織、家族、対人関係やシステムなどの個人を取り巻く環境）との相互作用によって培われるものであるという観点から、環境に対し、相談者個人に対する支援だけでは解決できない環境の問題の発見や指摘、改善の提案等の働きかけを行う（キャリア・コンサルティング協議会「キャリア・コンサルタント行動憲章」『キャリア・コンサルタントの活動』）

（1）取組方針の意思決定機関

- キャリア形成支援を実施している大学等でのキャリア形成支援に関する取組方針の意思決定を行う部署は、「学部・学科横断的な組織（学部長会議や教職員が参画する委員会等）」が約40%、「学部・学科横断的な組織（就職部やキャリアセンター等）」が約30%と多く、次いで「学長や担当理事等経営トップ層」が約11%、その他として、「大学評議会」「正課の授業は教務委員会、正課外のものは学生サポートセンター」「学部長とキャリアサポートグループで決定するものに分かれる」「キャリア・センターが属する部門の長、教学関係の組織の長」がある
- 公立大学では「特に決まっていない」とする大学等が約15%と多い

【キャリア形成支援に関する取組方針の意思決定を担う部署】



（資料出所：厚生労働省「キャリア・コンサルティング研究会」報告書2011年3月）

（2）キャリア・コンサルタントの教務部門への働きかけ

- 正課の教育課程内の一般教養科目または専門教育科目において、キャリアデザイン等のキャリア形成支援、職業意識の形成などを目的とする授業の企画・運営、単位に認定されるインターンシップの実施等を行う
- 正課の教育課程内の一般教養科目または専門教育科目において、法律概論、工学概論等の学問分野に関する授業が、キャリア形成支援、職業意識の形成に資する授業となるように、教員への提案や助言を行う

（出典：厚生労働省「キャリア・コンサルティング研究会－大学等キャリア教育部会」報告書2012年3月）

(3) キャリア・コンサルタントの学生支援部門への働きかけ

- ・主にキャリア・センターが主導して正課外で実施されるインターンシップに関する支援、適性検査・自己分析・業界研究、OBOG説明会・ビジネスマナー・試験対策等を目的としたセミナーやガイダンスの企画・運営等を行う
 - ・主にキャリア・センター等において、個別相談形式にて、就職相談、未内定者支援・卒業後の支援・学修にかかる相談、その他オフキャンパスに関する相談等を行う
- (出典：厚生労働省「キャリア・コンサルティング研究会－大学等キャリア教育部会」報告書2012年3月)

(4) A 国立大学法人におけるキャリア形成支援の体制・状況（参考）

① キャリア・センターの業務

- ・就職、起業及び進学等進路全体を捉えた支援方策の策定・実施に関すること
- ・低学年次からの進路形成のための方策の策定・実施に関すること
- ・キャリア形成のための方策の策定・実施に関すること
- ・就職に係る調査及び分析に関すること
- ・就職支援事業の企画・実施及び就職情報提供に関すること

② キャリア支援の意思決定機関（キャリアセンター会議）と構成員

キャリア・センター会議は、キャリア・センターの運営に関する審議を行う

キャリア・センター会議の構成員

- ・キャリア・センター長（専任教員）
- ・各学部、大学院の研究科、附属センターから選出された教授または准教授各1人
- ・キャリア・センターの専任教員
- ・学務部長及び就職課長

③ 教務部門への働きかけ

- ・学生に対するキャリア形成カリキュラムの企画
- ・キャリア授業科目の調整・実施
- ・学生向けワークショップを取り入れたセミナーの企画・実施
- ・起業支援のための授業科目及び講座の企画・実施
- ・教職員向け研修会の実施

④ 学生支援部門への働きかけ

(相談業務)

- ・学生のキャリア形成に関するカウンセリングの実施
- ・就職支援担当教職員が行うキャリア・カウンセリングに関する指導・助言
- ・学生の進路相談プログラムの開発

(調査・研究業務)

- ・キャリア形成のためのプログラムの開発
- ・学生のキャリア形成に関する調査研究
- ・学生の就職活動についての意識調査の企画

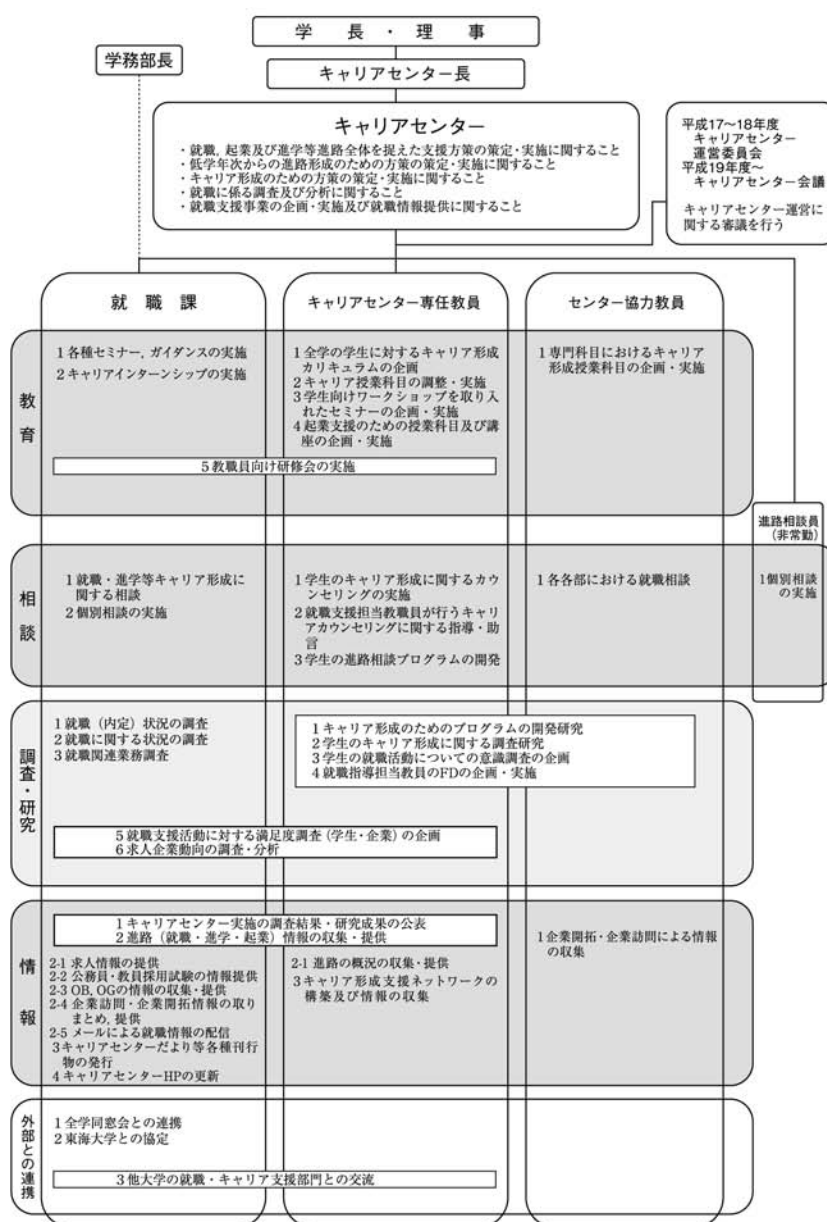
- ・就職指導担当教員のFDの企画・実施
- ・就職支援活動に対する満足度調査（学生・企業）の企画
- ・求人企業動向の調査・分析

(情報)

- ・キャリア・センター実施の調査結果・研究成果の公表
- ・進路（就職・進学・起業）情報の収集・提供
- ・進路の概況の収集・提供
- ・キャリア形成支援ネットワークの構築及び情報の収集

(外部との連携)

- ・他大学の就職支援部門・キャリア支援部門との交流



(資料出所：新潟大学「新潟大学 キャリアセンター5年の歩み—資料編」2010年)